



第19回小規模事業者持続化補助金 申請受付開始

本補助金は、小規模事業者等が策定した経営計画に基づき実施する販路開拓等の取組や、併せて行う業務効率化（生産性向上）の取組に要する経費の一部を補助するものです。制度変更等への対応を図りながら、小規模事業者の生産性向上と持続的発展を目的としています。

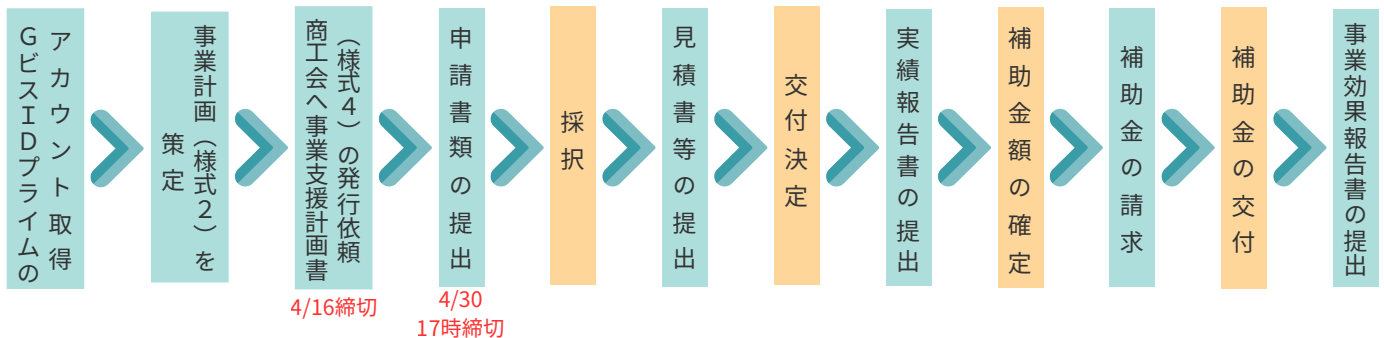
なお、小規模事業者とは、商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）では常時使用する従業員が5人以下、宿泊業・娯楽業および製造業その他では20人以下の事業者を指します。

- 補助対象者 小規模事業者
- 補助上限額 50万円※上記金額に、インボイス特例要件、賃金引上げ特例要件を満たす場合は50万円～200万円上乘せ
- 補助率 3分の2（賃金引上げ特例のうち赤字事業者については4分の3）
- 補助対象経費 ①機械装置等費 ②広報費 ③ウェブサイト関連費 ④展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）⑤旅費 ⑥新商品開発費 ⑦借料 ⑧委託・外注費
- 公募申請受付開始 2026年3月 6日㊦
- 公募申請受付締切 2026年4月30日㊦17：00※予定は変更する場合があります。
支援機関確認書（様式4）発行の受付締切：2026年4月16日㊦
- 申請方法 申請は、電子申請システムでのみ受付。



公募要領は
こちら

なお、電子申請システムを利用するには**GビスIDプライム**もしくは**GビスIDメンバーのアカウント取得が必要**。**アカウント取得には数週間程度を要する**ため未取得の方はお早めに利用登録を行うこと。



中小企業者収益力強化補助金（予告）

本補助金は、物価高騰や人手不足等の社会経済環境変化を踏まえ、愛媛県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者の収益力の強化を図るため、生産性向上や新事業展開等に関する取り組みを支援します。

申請にあたっては、公募開始後、商工会までご相談ください。

- 補助対象者 愛媛県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者
- 補助率 小規模事業者：3分の2 中小企業者：2分の1
- 補助金額 上限200万円、下限なし
- 補助対象経費 収益力の強化につながる設備投資（機械装置、システム導入費、設計費、付帯工事日、その他経費 など）
- スケジュール 公募開始：令和8年3月 募集締め切り：令和8年5月 事業期限：令和8年12月末

※現時点の予定であり、変更される場合があります。

※本補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方給付金）」を活用します。



中小企業景況調査報告書【えひめ・鬼北町版】

当商工会は、令和7年度から3年間「中小企業景況調査」の地域調査を担当しています。今回は第3回として、「えひめ版」とあわせて鬼北町の景況感をご紹介します。ご協力いただいた事業者の皆様にご感謝申し上げます。

調査対象期間：令和7年度第3四半期（令和7年10月～12月期）

調査対象企業：鬼北町商工会管内15事業所と愛媛県内150事業所

【業種別内訳】

業種	製造業	建設業	小売業	サービス業	合計
鬼北町	3	2	4	6	15
愛媛県内	30	20	39	59	150

【記号とD I値の関係】

	快晴	晴	薄曇	曇	雨
天気図					
D I値	～30.1	30.0～10.1	10.0～▲10.0	▲10.1～▲30.0	▲30.1～

【D I値について】 D Iとは、各調査項目について [増加・上昇・好転] の割合から [減少・低下・悪化] の割合を差し引いた値で [景気動向指数] を表しています。

【項目別景況判断】

① 今期の状況（対前年同期比）

地域	項目	売上高	採算(経常利益)	業況	資金繰り
鬼北町	景況判断				
	D I値	26.7%	▲6.7%	▲13.3%	▲13.3%
愛媛県内	景況判断				
	D I値	▲7.3%	▲26.0%	▲9.3%	▲18.4%

② 来期の見通し（対前年同期比）

地域	項目	売上高	採算(経常利益)	業況	資金繰り
鬼北町	景況判断				
	D I値	6.7%	0.0%	▲6.7%	6.7%
愛媛県内	景況判断				
	D I値	▲16.2%	▲24.1%	▲2.7%	▲15.0%

POINT

売上は回復傾向も、コスト増で収益は厳しい状況

鬼北町では、売上高は前年同期比で改善がみられ、持ち直しの動きがみられるものの、原材料費や人件費の上昇などの影響により、採算や資金繰りは悪化する結果となった。令和7年度の調査結果を通してても、売上は回復傾向にある一方、コスト増加により収益面では厳しい状況が続いている。来期については売上・業況ともに低下が見込まれ、特に資金繰りについては不安感が強く、事業者の先行き見通しは慎重な傾向がみられる。

働く皆様に将来の安心を。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための国の退職金制度です。

① 国の退職金制度！

掛金の一部を国が助成します。

② 外部積立型でラクラク管理！

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク！

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんもお加入いただけます。

● 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。



詳しくはホームページをご覧ください。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211



労働保険の年度更新 申告と納付はお早めに

6.1月
↓
7.10金

当会の労働保険事務組合に委託されている事業所の方には、年度更新に必要な資料を**3月末頃に発送予定**です。お手元に届きましたら内容をご確認のうえ、**4月30日**までに必要書類をご提出ください。

また、当事務組合に委託されていない労働保険加入事業所の方には、5月末頃労働局より年度更新の申告書が送付されますので、**7月10日**までに手続きを行ってください。なお、電子申請を利用している場合は申告書が送付されないことがありますのでご注意ください。

労働保険事務組合加入のメリット

① 労災への特別加入制度

従業員が1人でもいれば、通常は加入できない事業主や家族従業員なども労災保険に加入することができます。

② 保険料の分割納付

労働保険料の額にかかわらず年3回に分割納付ができます。

③ 事務処理の負担軽減

労働保険の手続（雇用保険資格取得・喪失・離職票等）や労働保険料の申告・納付等の事務を事業主に代わって行います。

■労働保険事務組合へのお問い合わせは**鬼北町商工会**まで

令和8年度の雇用保険料率

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000

令和8年度の労災保険料率

令和8年度の労災保険率、特別加入保険料率及び労務費率は、令和7年度から変更ありません。

QRコードからご確認ください。



令和8年3月分（4月納付分）からの
健康保険料率のお知らせ

健康保険料率

現行 **10.18%** ▶ 令和8年3月分～ **9.98%**
(全国平均保険料率の0.1%引下げ効果を含む)

介護保険料率 **1.59%** ▶ 令和8年3月分～ **1.62%**
子ども子育て支援金率 **0.23%**
令和8年4月分より新たにスタート

女性部
通信

鬼北の味をPR 女性部商品「鬼雉～KIKI～」

鬼北町商工会女性部が鬼北町特産品のきじを活用し新開発した「本格きじ料理の素 鬼雉～KIKI～」は、現在鬼北町商工会本所および道の駅「森の三角ぼうし」にて販売しています。

また、1月に松山市で開催された令和7年度商工会女性部リーダー研修会・主張発表県大会において特産品販売ブースを設け販売しました。

県下の商工会女性部員の皆さまに、完成した「鬼雉～KIKI～」を実際に手に取っていただき鬼北町をPRする良い機会となりました。今後も、鬼北町の特産品であるきじ肉の魅力発信と地域活性化につながる取組みを進めていきます。





鬼北町暮らし応援商品券 取扱店舗を募集します

鬼北町では、物価高騰の影響を受ける町民生活の支援と、町内での消費喚起を目的として「鬼北町暮らし応援商品券事業」を実施します。

本事業の実施にあたり、商品券を利用できる取扱店舗（加盟店）を募集しています。登録を希望される事業者の方は、下記の内容をご確認のうえ、鬼北町商工会「暮らし応援商品券事務局」までお申し込みください。※町内に複数の店舗・事業所がある場合は、店舗ごとに申し込みが必要です。

■募集期間

令和8年3月16日(月)～3月31日(火) 本所 月～金 9時～16時
日吉支所 月・水・金 9時～16時

※期限内に申込みいただいた事業所を基に、加盟店一覧を掲載した広報物を作成します。
※4月1日以降の申込みも可能ですが、チラシ等に掲載できない場合があります。

■提出書類

- ・「鬼北町暮らし応援商品券」取扱店舗登録申込書
- ・換金振込用通帳のコピー（表面および見開き1ページ）

■提出方法

鬼北町商工会へ持参・郵送・FAX（0895-45-3200）・メール（info@kihoku-sci.jp）にてご提出ください。

■お問合せ先

鬼北町商工会 TEL：0895-45-0813
〒798-1342 愛媛県北宇和郡鬼北町近永1214



詳細はこちら



「KIHOCA」登録店も募集中！

鬼北町では、町内での消費促進と利便性向上を目的として、電子地域通貨「KIHOCA（キホカ）」を運用しています。

KIHOCAは、専用カードまたはスマートフォンアプリの2種類で利用できるキャッシュレス決済で、町内の加盟店で利用されています。鬼北町商工会では、KIHOCAの登録店舗も引き続き募集しています。ぜひ登録をご検討ください。

詳細は鬼北町商工会までお問い合わせください。

■お問合せ先

鬼北町商工会 TEL：0895-45-0813



UP 愛媛県の最低賃金について

令和7年12月1日から愛媛県最低賃金は、

1時間 1,033円です。

■最低賃金についてのお問合せ先

愛媛労働局賃金室（電話 089-935-5205）
宇和島労働基準監督署（電話 0895-22-4655）



商工会ホームページへ貴事業所を掲載しませんか？

鬼北町商工会のホームページでは、会員事業所を紹介するページを設けています。飲食店や小売店、サービス業など、さまざまな業種の会員が掲載されており、スマートフォンからも簡単に閲覧できます。

掲載を希望される方は、右記QRコードから申込書様式をご確認の上、必要事項をご記入いただき、商工会までお申し込みください。

※会員でない事業所様は本会に入会いただければ掲載可能です。



会員数

皆さまのお取引先（鬼北町内の事業所）で、鬼北町商工会に未加入の事業所様がいらっしゃいましたら、ぜひご紹介ください。（令和8年3月1日現在）

近永支部	131名	三島支部	32名	日吉支部	40名	合計	288名
出目支部	24名	愛治支部	13名	定款会員	7名		
小倉地区	8名	好藤支部	16名	特別会員	16名		